

熊本県介護保険財政安定化基金運営要項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県介護保険財政安定化基金条例(平成12年熊本県条例第13号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき設置された熊本県介護保険財政安定化基金(以下「基金」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 拠出金

(拠出金の額の算定)

第2条 市町村は、知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 標準給付費等見込額計算書(別記第1号様式)
- (2) 拠出金見込額計算書(別記第2号様式)
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、市町村から提出された前項に掲げる書類に基づき、条例第4条第1項及び第2項の規定により、計画期間(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第147条第2項第1号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)各年度の各市町村の拠出金(法第147号第3項に定める財政安定化基金拠出金をいう。以下同じ)の額を定め、これを各市町村へ通知する。

(拠出金の納付)

第3条 市町村は、各年度の拠出金の額を当該年度の12月末日までに、納付しなければならない。

(基金への積み立て)

第4条 知事は、各年度の拠出金の額の三倍に相当する額を、当該年度の12月末日までに基金へ積み立てなければならない。

第3章 交付

(交付の申込み)

第5条 基金から財政安定化基金事業交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとする市町村は、計画期間の最終年度において知事が定める日までに、財政安定化基金事業交付金交付申請書(別記第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業交付金所要額計算書(別記第6号様式)
- (2) 基金事業対象収入額実績報告書(別記第9号様式)
- (3) 基金事業対象費用額実績報告書(別記第10号様式)
- (4) サービス利用量及び保険料算定の根拠資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査のうえ、交付を適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条の二 市町村は、別記第19号様式による事業完了報告書に係る書類を添えて翌年度6月10日までに知事に提出するものとする。

(交付金の額の確定)

第7条の三 知事は、第7条の二の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

第7条の四 知事は、この交付金の額を確定したときは、市町村に対し、別記第20号様式により速やかに通知するものとする。

(交付金の返還)

第7条の五 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されている時は、期限を定めて、その超える部分について返還することを命じるものとする。

第4章 貸付け

(計画期間の1年度目及び2年度目における借入れの申込み)

第8条 計画期間の1年度目及び2年度目において、基金から財政安定化基金事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度において知事が定める日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書A（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金所要額計算書A（別記第7号様式）
- (2) 単年度基金事業対象収入額実績報告書（別記第11号様式）
- (3) 単年度基金事業対象費用額実績報告書（別記第12号様式）

- (4) 基金事業貸付金償還計画書（別記第 13 号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（計画期間の 3 年度目における借入れの申込み）

第 9 条 計画期間の 3 年度目において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度において知事が定める日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書 B（別記第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金所要額計算書 B（別記第 8 号様式）
- (2) 基金事業対象収入額実績報告書（別記第 9 号様式）
- (3) 基金事業対象費用額実績報告書（別記第 10 号様式）
- (4) 基金事業貸付金償還計画書（別記第 13 号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（貸付の決定）

第 10 条 知事は、第 8 条又は第 9 条の規定により提出された借入申請書等を審査のうえ、貸付けを適当と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

（貸付金の貸付け）

- 第 11 条 第 8 条又は第 9 条の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書（別記第 15 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。
- 3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書（別記第 16 号様式）を知事に提出しなければならない。

（償還方法）

- 第 12 条 償還は、当該計画期間の借入総額を 3 で除して得た金額を、次期計画期間の各年度において行うものとする。ただし、市町村が、第 13 条及び第 14 条に規定する償還期限等の延期、繰上償還を行う場合は、この限りではない。
- 2 市町村は、各年度の償還金の額を当該年度の 12 月末日までに納付しなければならない。

（償還期限等の延期）

- 第 13 条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、災害等の特別の事情がある場合において、第 12 条の規定に基づき、償還期限又は各年度の償還時期の延期を求めることができる。
- 2 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村が、前項の規定による償還期限又は償還時期の 20 日前までに、償還時期等延長申請書（別記第 17 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査のうえ、その可否及び償還延長期限を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

(繰上償還)

- 第14条 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付けの条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。
- 2 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、第12条第2項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
 - 3 基金からの貸付金の貸付けを受けた市町村が、前項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、当該年度の11月末日を期限として協議を行い、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

- 第15条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、財政安定化基金借入台帳を整備しなければならない。

第5章 雑則

(交付金及び貸付金の額の減額等)

- 第16条 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受ける市町村が次の各号の一に該当するときは、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第6条第5項及び第7条第5項の規定により当該市町村に対する交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付若しくは貸付けを行わないこととすることができる。
- (1) 保険料の単独減免を行ったとき
 - (2) 計画期間中に保険料率を減額変更したとき
 - (3) 保険料の滞納について、行うべき給付制限（償還払い化、支払の一時差止、給付額減額）を怠ったとき
 - (4) 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の定員総数が必要利用定員総数をこえたとき
 - (5) 保険料収納必要額を不当に過小に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、交付金又は貸付金の額が不当に過大となると認められるとき
 - (6) 複数の計画期間にわたって償還期限が延長されている貸付金を本来償還すべき計画期間ではなく、その前の計画期間中に繰上償還したとき
 - (7) 交付申請及び貸付申請の総額が当該年度末における基金残高の見込を上回ったとき
 - (8) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとし

たとき

(9) この要項に規定する交付又は貸付けに係る手続きを怠ったとき

(10) 前各号のほか、知事が必要と認めるとき

2 知事は、交付金の交付及び貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号の一に該当するときは、当該市町村に対する交付金の全部若しくは一部の償還を求め、又は貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

(1) 前項の第1号から第9号に該当することが判明したとき

(2) 交付金又は貸付金を介護保険財政の不足額を補填する目的以外に使用したとき

(3) 前各号のほか、知事が必要と認めるとき

(報告及び調査)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、交付又は貸付けを受けた市町村に対し、この要項に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補足)

第18条 この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度から平成14年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)

2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「政令」という。）附則第2条第1項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第12条中「3で」とあるものは「6で」と、「次期事業運営期間」とあるのは「次期事業運営期間及び次々期事業運営期間」と読み替えるものとする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

3 政令附則第2条第2項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第12条中「3で」とあるのは「9で」と、「次期事業運営期間」とあるのは「次期事業運営期間から次々々期事業運営期間」と読み替えるものとする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要項は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)

2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する省令（平成 10 年政令第 413 号（以下「令」という。）附則第 2 条の 2 第 1 項の規定により貸付金の償還期限が令和 11 年度の末日に延長された市町村においては、第 12 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画期間における借入総額を 6 で除して得た額を令和 6 年度から令和 11 年度までの各年度において償還するものとする。

3 令附則第 2 条の 2 第 2 項の規定により貸付金の償還期限が令和 14 年度の末日に延長された市町村においては、第 12 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画期間における借入総額を 9 で除して得た額を令和 6 年度から令和 14 年度までの各年度において償還するものとする。

(令和 6 年度から令和 8 年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)

4 令附則第 2 条の 3 第 1 項の規定により貸付金の償還期限が令和 14 年度の末日に延長された市町村においては、第 12 条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画期間における借入総額を 6 で除して得た額を令和 9 年度から令和 14 年度までの各年度において償還するものとする。

5 令附則第 2 条の 3 第 2 項の規定により貸付金の償還期限が令和 17 年度の末日に延長された市町村においては、第 12 条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画期間における借入総額を 9 で除して得た額を令和 9 年度から令和 17 年度までの各年度において償還するものとする。